京都市疏水の水の使用に関する条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。 平成23年3月31日

> 京都市公営企業管理者 上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局管理規程第23号

京都市疏水の水の使用に関する条例施行規程の一部を改正する規程京都市疏水の水の使用に関する条例施行規程の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「別記様式第1号」を「第1号様式」とする。

第4条第1項中「別記様式第2号」を「第2号様式」とする。

第5条第1項中「別記様式第3号」を「第3号様式」とする。

第11条を第12条とする。

第10条中「別記様式第4号」を「第5号様式」に改め、同条を第11条とする。 第9条の次に次の1条を加える。

第10条 条例第14条の規定による届出は、疏水の水の使用休止・廃止届(第4号様式) により行うものとする。

様式第1号から様式第4号までを削り、次の5様式を加える。

第1号様式(第3条関係)

疏水の水の使用許可申請書

(あて先)	京都市公営企業管	学理者		年	П	
	上下水道原	司 長		+	月	Н
申請者の住所	(法人にあっては,	主たる事	申請者の氏名	(法人	にあっては,	名称及び
務所の所在地)		代表者名。記	名押印	又は署名)	
						ED
			電記	i	_	

京都市疏水の水の使用に関する条例第3条の規定により、次のとおり疏水の水の使用					おり疏水の水の使用
の許可を申請します。					
使用目的					
流 量					リットル毎秒
使用場所					
使用期間		年年	月 月	日から 日まで	

- 注1 この申請書には、水の使用計画書及び水路その他の水を使用するために必要な設備の図面各2通を添付してください。ただし、許可期間満了後引き続いて水の使用許可を申請する場合は、当該書類を添付する必要はありません。
 - 2 注1中の水の使用計画書には、次に掲げる事項を記載してください。
 - (1) 水を使用する設備の概要
 - (2) 流量の算出根拠
 - (3) 取入口及び放流口の位置
 - (4) 水の使用開始の予定期日
 - (5) 水路その他の設備の工事の着手及び竣工の予定期日並びに水路工事の施工方法の概要
 - 3 注1中の設備の図面は、次に掲げるものです。
 - (1) 水路その他の設備の位置を明らかにする地図
 - (2) 水路その他の設備の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

第2号様式(第4条関係)

疏水の水の使用変更許可申請書

(あて先)	京都市公営企業管	党理者		午	н	
	上下水道局	引 長		年	月	日
申請者の住所	(法人にあっては,	主たる事	申請者の氏名	(法人にあ	っては,	名称及び
務所の所在地)			代表者名。記	名押印又は	署名)	
						(EI)
			電話		_	

京都市疏水の	の水の使用に関す	上 る条例第4条の規定により、	次のとおり疏水の水の使用		
の変更の許可を	を申請します。				
	変更事項	変更前	変更後		
変更事項 及び 変更内容	□ 使用目的				
	□流量	リットル毎秒	リットル毎秒		
	□ 使用場所				
	□ 許可期間	年 月 日~ 年 月 日	年 月 日~ 年 月 日		
変更理由					
変更の期日		年 月 日			

- 注1 □内には、該当する事項に✔を記入してください。
 - 2 この申請書には、水の使用計画書を添付してください。ただし、水の使用計画書の記載事項の一部を省略し、又は水の使用計画書の提出を不要とすることがあります。

第3号様式 (第5条関係)

疏水の水の使用に係る水路改造移転等許可申請書

(あて先)	京都市公営企業管	管理者		年	月	
	上下水道局	引 長		+	Д	H
申請者の住所	(法人にあっては,	主たる事	申請者の氏名	(法人に	あっては,	名称及び
務所の所在地)			代表者名。記	名押印又	は署名)	
			電話		_	

京都市疏水の水の使用に関する条例第6条の規定により、疏水の水の使用水路を次の			
期間において別添図面のとおりコ	ご事を行いたいので、次のとおり許可を申請します。		
使用水路			
工事の種別	□ 移転□ 改造□ その他()		
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで		
工事の施工者	(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者名及び連絡先) 電話 —		

- 注1 □内には、該当する事項に / を記入してください。
 - 2 この申請書には、水路の改造、移転等に係る図面2通を添付してください。

第4号様式(第10条関係)

疏水の水の使用休止・廃止届

(あて先) 京都市公営企業管理者	年 月 日
上下水道局長	Т 7, г
使用者の住所(法人にあっては、主たる事	使用者の氏名(法人にあっては、名称及び
務所の所在地)	代表者名。記名押印又は署名)
	電話 —

京都市疏水の水の使用に関する条例第14条の規定により、次のとおり疏水の水の使				
きすので、その旨を届け出ます。				
(休止の場合のみ記入)				
年 月 日から				
年 月 日まで				
(廃止の場合のみ記入) 年 月 日				
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者名及び連絡先) 電話 一				

注 休止・廃止のいずれかを○で囲んでください。

第5号様式(第11条関係)

疏水の水の使用者変更届

(あて先)	京都市公営企業管	理者		年	月	П
	上下水道局	易 長		+	Л	Н
使用者の住所	(法人にあっては,	主たる事	使用者の氏名	(法人には	あっては,	名称及び
務所の所在地)			代表者名。記	名押印又は	は署名)	
						ED
			電話			

京都市疏水の水の使用に関する条例第19条の規定により、次のとおり疏水の水の使		
用者を変更しますので、その旨を	を届け出ます。	
変更前の使用者の住所・氏名	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
	氏名(法人にあっては、名称)	
変更後の使用者の住所・氏名	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
	氏名(法人にあっては、名称)	
	□ 相続 変更前の使用者との続柄()	
変更理由	□ 法人の合併	
	□ 法人の分割	
変更の期日	年 月 日	

- 注1 □内には、該当する事項に / を記入してください。
 - 2 相続による変更の場合には、戸籍謄本等の証拠書類を添付してください。
 - 3 法人の合併による変更の場合には、登記事項証明書(法人の承継の登記記録を記載したものに限る。)を添付してください。
 - 4 法人の分割(使用許可に基づく権利を承継するものに限る。)による変更の場合には、分割計画書又は分割契約書等の証拠書類を添付してください。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(上下水道局水道部疏水事務所)